

平成
30年度

高齢者の肺炎球菌感染症の 定期接種について

定期接種とは、「予防接種法」という法律に基づき市町村が実施する予防接種のことです。

対 象 者

- 平成30年度に以下の年齢になる方。
- 今までワクチンを接種したことがない方。

(生年月日をご確認ください)

65歳	昭和28年4月2日生まれ～ 昭和29年4月1日生まれの方	85歳	昭和8年4月2日生まれ～ 昭和9年4月1日生まれの方
70歳	昭和23年4月2日生まれ～ 昭和24年4月1日生まれの方	90歳	昭和3年4月2日生まれ～ 昭和4年4月1日生まれの方
75歳	昭和18年4月2日生まれ～ 昭和19年4月1日生まれの方	95歳	大正12年4月2日生まれ～ 大正13年4月1日生まれの方
80歳	昭和13年4月2日生まれ～ 昭和14年4月1日生まれの方	100歳	大正7年4月2日生まれ～ 大正8年4月1日生まれの方

60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方

- この制度では、今までワクチンを接種したことがない方を対象に、平成30年度までの間に1人1回、定期接種の機会を設けています。

対 象 期 間

平成30年4月2日～平成31年3月30日まで

- 対象となる年度においてのみ、定期接種としての公費助成が受けられます。
- 公費助成の有無やその内容は、お住まいの市町村で定められています。
- 自己負担金：4,000円

ご予約が必要となります。ご希望の方はお早めにお申し込み下さい。